

3 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組の推進について

急激な人口減少社会を乗り越え、我が国が力強く発展していくためには、外国人を含む多様な人材が活躍し、イノベーションを創出して生産性を高めることが不可欠である。

近年、各分野での人手不足が深刻化する中、外国人の活躍への期待と需要は一段と高まっており、外国人が働きやすく、安心して住むことができる環境を整備するとともに、地域に溶け込み、日本人と共に支え合う共生社会の実現に向けて、長期的な視点で取組を推進することに加え、不法就労などの違反行為に対し、厳格に対応することが極めて重要である。

各地方自治体では、これまでも地域の実情を踏まえて外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組を進めてきたところであるが、国が主体的に責任を持って対応すべき課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 外国人受入環境の整備

(1) 国が主体となり、在留外国人が日本語や日本の社会制度、生活ルール等を学習するプログラムを早期に創設すること。

(2) 一部には無秩序に留学生を受入れる大学の別科及び専修学校がある中、留学生の適正な受入れ及び地域社会との調和ある共生を図るため、受入体制に応じた適正な受入基準を具体的に示すとともに、留学生の住宅確保に係る支援について学校設置者の責務を明確化すること。

あわせて、学校設置者に対し、日本の生活習慣及び社会生活上のルールに関する留学生への教育・指導を義務化すること。

また、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」に

基づく指導を国において確実に実行するとともに、専修学校については所轄庁が方針に基づく対応を適切に講じることができるよう、国において十分な支援体制を構築すること。

- (3) 外国人に対する賦課徴収について、居所不明等により徴収困難となるケースも懸念されることから、出入国在留管理庁と地方公共団体との間でマイナンバーを活用した情報連携を図るとともに、地方税や国民健康保険料（税）の納付情報を在留審査等へ活用するなど、制度見直しの早期実現を図ること。

また、出入国在留管理庁における納税状況調査についても、外国人や市区町村の負担軽減のため、マイナンバー制度による情報連携の対象として納税証明書の添付省略を可能とする制度見直しの早期実現を図ること。

なお、情報連携に係るシステム改修等で費用が生じる場合には、全額国が負担すること。

- (4) 令和9年4月から開始する育成就労制度における監理支援機関の許可要件として、監理支援事業の実務に従事する常勤役職員1人当たりの育成就労実施者数は8者未満とされているが、農業分野では、経営体数が多く、かつ、現状の技能実習制度における経営体当たりの受入人数が他業種よりも少ないという実情がある。

このような実情を踏まえると、当該要件により、監理支援機関が送り出せる経営体数が限定されることで、必要人数の確保が困難になることから、農業分野については別枠とするなどの特例措置を講じること。

2 不法就労対策の強化

- (1) 出入国在留管理庁及び警察は、法令に基づき、不法就労者等

に対する調査などを行うことになっているが、各都県の不法就労者数の減少にはただちに繋がっておらず、取締権限のない各都県において対策を講じざるを得ない状況となっているケースがある。

また、不法就労の防止に関し、警察官は調査を目的とする事業所への立入権限を有していないほか、入国審査官及び入国警備官については、特定技能外国人の受入れ機関等への立入権限を有しているものの、それ以外の事業所への立入権限は有していない。

そのため、不法就労対策の強化に向けて、法令改正により、出入国在留管理庁及び警察に対し、広く事業所への立入権限を付与し、取締りを徹底するとともに、これらの取組を実施するために必要な人的体制を拡充すること。

- (2) 各都県が不法就労の疑いを把握しても、調査や事実確認等を行う法令上の権限がなく、違法状態が長期化する懸念がある。

そのため、各都県からの情報提供等を踏まえ、出入国在留管理庁及び警察において、迅速に調査や事実確認等を実施できる体制を強化するとともに、国と各都県との連携強化に向け、必要な措置を講ずること。

- (3) 事業者による不法就労者の雇用を防ぐため、事業者に対する「在留カード等読取アプリケーション」の利用促進など外国人の在留資格の確認に係る周知の徹底、都県労働局による事業主に対する外国人雇用状況届の履行に向けた個別巡回等の強化、不法就労者を斡旋するブローカーとの接触に対する注意喚起の徹底など、事業者が不法就労を助長するあらゆる可能性の芽を摘むための監督指導を強化・徹底すること。

(4) ブローカーについては、不法就労者の供給源となるとともに、不法就労者を組織的に斡旋するなど、より悪質性が高いことから、関係省庁の連携により、各業界・各地域で活動するブローカーの実態把握及び取締りを強化すること。

(5) 外国人による不法就労を入国の時点で未然に防ぐため、退去強制手続等を執った外国人が多い国の政府に対して、悪質な外国人の送出機関等への取締り・監視指導の強化を要請することをはじめ、事前チェックを通じた厳格な入国審査を行うために国が導入手続を進めている電子渡航認証制度（JESTA）の早期の運用開始、退去強制手続等を執った外国人の在留資格で最も多い「短期滞在」に係る入国審査の厳密化など、一連の水際対策を強化すること。

なお、電子渡航認証制度（JESTA）の導入等が行われるまでの間、必要に応じ相互査証免除協定の停止を講じるなど、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底すること。